

清流

平成26年8月1日発行

平成

26

年度



みどり
水土里ネット
安曇川沿岸
(安曇川沿岸土地改良区)

第26号



平成25年9月 台風18号安曇川増水 ～安曇川合同井堰～

目次

理事長挨拶、総代会について	2
一般会計平成24年度決算、平成26年度予算について	
平成26年度連絡調整員の紹介について	
平成25年度事業について	3
台風18号合同井堰災害復旧事業について	4
県営かんがい排水事業等について	5
お知らせ・その他	6

ごあいさつ

理事長 川島 平

晩夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々御健勝の事とお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、まず昨年9月の台風18号による被害状況と、その復旧についてでございますが、台風18号による雨量は安曇川上流部において500ミリを越える近年稀な大雨となり、合同井堰の底が抜ける大きな被害を受けました。また、幹線水路では右岸水路で4カ所、左岸水路で3カ所において、山崩れ等により水路が埋まる被害を受けましたが、幸い水路施設への被害は無く、既に浚渫を終えております。

しかし、合同井堰の被害は全国的にも余り例の無い大きな被害となり、安曇川からの取水が出来なくなりました。直ちに国・県の指導のもと被害拡大の防止工事を施工しその後、12月16日に国の災害査定を受け本格的な復旧工事に着手することとなりました。

復旧工事は、井堰の上流部に鋼矢板を打ち込み、上部をコンクリートで固めるものですが、河川内での工事であり安曇川の河床には硬い岩盤があり、困難な工事となりましたが、年度内に完了し4月からの取水を行っております。なお、26年度工事として井堰

の下部や水叩き部の工事を、本年秋以降に施工することになっております。

今回の災害は、国の激甚災害の指定により、高率の補助を受けることができ、また県や市の補助も受ける事になりました。しかし、補助対象外の工事もあり、補助金の受け入れも後年度以降となることから、理事会や総代会の承認を得て特別会計より、一時繰り入れを行い経費の調達をして参りました。

さて、今年の灌漑用水の送水につきましては、田植時期の晴天続きや山間部の保水力の減少、また農作業時期の集中等により用水が不足している状況です。三重生井・饗庭井からの取水も、年々進む安曇川の河床低下により、取水が困難な状況になっております。今後とも異常気象や安曇川の河床低下、また農作業時期の集中化により用水不足が続くものと思われれますが、組合員皆様の節度ある取水に、ご協力をいただきますようお願いいたします。

施設整備状況につきましては、合同井堰の災害復旧工事、また老朽化した水路の計画的な整備を、引き続き行ってまいります。継続事業として上古賀の管渠の改修、合同井堰の取水ゲートの改修、また下古賀、長尾、田中地先での早期に改修が必要な箇所を整備を進めることとしております。

今後とも、当改良区の適切な管理運営並びに、施設の効果的な維持管理に努めて参りますので、組合員各位のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

第64回通常総代会を開催

平成26年3月8日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の15議案が全て原案どおり可決決定致しました。

【総代会提出議案】

- 第1号議案 ～ 第6号議案（専決処分の承認を求めることについて）
- 第1号議案 平成25年度一般会計収支補正予算（第2号）
- 第2号議案 平成25年度地区除外決済金特別会計収支補正予算（第1号）
- 第3号議案 平成25年度一般会計収支補正予算（第3号）
- 第4号議案 平成25年度地区除外決済金特別会計収支補正予算（第2号）
- 第5号議案 平成25年度一般会計収支補正予算（第4号）
- 第6号議案 平成25年度地区除外決済金特別会計収支補正予算（第3号）
- 第7号議案 地区除外決済金算定基準の変更について
- 第8号議案 平成26年度役員報酬について
- 第9号議案 平成26年度組合費の賦課徴収の方法について
- 第10号議案 歳計現金の預入先について
- 第11号議案 一時借入金について
- 第12号議案 長期借入金について
- 第13号議案 平成26年度一般会計収支予算について
- 第14号議案 平成26年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 第15号議案 平成26年度退職給与積立金特別会計収支予算について



平成 25 年度 事業完了地区

◎土地改良施設維持管理適正化事業

新庄幹線用水路改修工事

新旭町新庄地先

饗庭井水路付帯施設改修工事

安曇川町下古賀地先

新旭町安井川地先（2カ所）



平成 26 年度
連絡調整員の紹介 (敬称略)

組合員の皆様には、連絡調整員様のお世話により、配布物の送付や、ご連絡をさせていただきます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。

安曇川町

下古賀区 榎原長市
上古賀区 入江輝美
長尾区 北村清之
中野区 清水秀雅
南古賀区 北村都喜夫
南市区 伊藤勝彦
下ノ城区 赤井泉道
仁和寺区 村山雅和
三田区 中村伸人
佐賀区 森正人
沖田区 奥谷昭彦

北出区 石島一明
三尾里区 土井良樹
西万木区 岩佐浩治
五番領区 中井幸一
馬場区 大橋英一
三重生区 谷尋志
庄堺区 長宗竜
上寺区 横江竜徳
十八川区 白井敬
青柳区 柴田敬三

新旭町

新庄区 新原喜平
川原市区 谷口昌史
井ノ口区 佐々木宏隆
安養寺区 山崎和男
北畑区 上原喜代一
藁園区 中村貞夫
太田区 後藤利次
深溝区 井上邦義
針江区 福田村義
五十川区 中村功
辻沢区 足立

今市区 上川俊彦
平井区 川島清実
田井区 饗庭庄威
森区 庭川清治
堀川区 遠藤博樹
山形区 山形増孝
霜降区 山川三津浩

平成 24 年度 一般会計収支決算の報告をいたします

(平成 25 年 10 月 26 日 (土) 第 81 回臨時総代会が開催され、可決されました)

収入 100,946,472 円 支出 91,372,901 円

差引額 9,573,571 円を平成 25 年度へ繰越いたしました

◆収入 100,946,472 円

	決算額	予算額	増△減
1. 組合費	50,599,110 円	50,089,000 円	510,110 円
2. 借入金	7,634,000 円	7,800,000 円	△166,000 円
3. 補助金	24,924,250 円	25,263,000 円	△338,750 円
4. 交付金	4,500,000 円	4,500,000 円	0 円
5. 雑収入	1,561,705 円	893,000 円	668,705 円
6. 財産収入	0 円	1,000 円	△1,000 円
7. 繰入金	5,160,253 円	5,162,000 円	△1,747 円
8. 繰越金	6,567,154 円	2,212,000 円	4,355,154 円

◆支出 91,372,901 円

	決算額	予算額	増△減
1. 事務所費	23,033,982 円	24,666,000 円	△1,632,018 円
2. 維持管理事業費	42,275,637 円	43,923,000 円	△1,647,363 円
3. 償還金	3,368,545 円	3,419,000 円	△50,455 円
4. 負担金	12,949,045 円	13,085,000 円	△135,955 円
5. 財産費	5,263,000 円	5,266,000 円	△3,000 円
6. 諸費	4,482,692 円	4,560,000 円	△77,308 円
7. 予備費	0 円	1,000,000 円	△1,000,000 円
8. 繰越金	0 円	1,000 円	△1,000 円

平成 26 年度 一般会計収支予算の報告をいたします

(平成 26 年 3 月 8 日 (土) 第 64 回通常総代会が開催され、可決されました)

収入 154,775,000 円 支出 154,775,000 円

◆収入 154,775,000 円

	本年度予算額	前年度予算額	増△減
1. 組合費	49,761,000 円	49,986,000 円	△225,000 円
2. 借入金	16,300,000 円	18,800,000 円	△2,500,000 円
3. 補助金	78,260,000 円	13,608,000 円	64,652,000 円
4. 交付金	1,000 円	8,100,000 円	△8,099,000 円
5. 雑収入	719,000 円	939,000 円	△220,000 円
6. 財産収入	1,000 円	1,000 円	0 円
7. 繰入金	5,153,000 円	8,152,000 円	△2,999,000 円
8. 繰越金	4,580,000 円	1,644,000 円	2,936,000 円

◆支出 154,775,000 円

	本年度予算額	前年度予算額	増△減
1. 事務所費	20,917,000 円	24,244,000 円	△3,327,000 円
2. 維持管理事業費	65,593,000 円	33,822,000 円	31,771,000 円
3. 償還金	3,525,000 円	3,354,000 円	171,000 円
4. 負担金	24,872,000 円	28,211,000 円	△3,339,000 円
5. 財産費	33,503,000 円	5,363,000 円	28,140,000 円
6. 諸費	5,365,000 円	5,236,000 円	129,000 円
7. 予備費	1,000,000 円	1,000,000 円	0 円
8. 繰越金	0 円	0 円	0 円

平成25年度
台風18号豪雨

安曇川合同井堰災害復旧事業

平成25年9月15日・16日の台風18号豪雨により、当改良区が管理しております安曇川合同井堰固定堰の底が抜けるという大きな被害を受けました。他にも合同井堰下流の河川横断管が、増水により土砂が流失し地上に露出したり、幹線用水路においても、山崩れ等により水路が埋まるなど、非常に大きな被害を受けました。

つきましては、国の災害復旧事業の採択を受け、固定堰上流部を1期工事として着手し、平成26年3月31日をもって完了致しました。

又、固定堰下部及び下流部については、本年11月以降に2期工事として着手する予定です。

安曇川増水の状況（合同井堰 平成25年9月16日）



合同井堰固定堰復旧状況





合同井堰下流河川横断管復旧状況



平成26年度 県営かんがい排水事業の概要

	基幹水利施設整備型 安曇川左岸地区	基幹水利施設保全型 安曇川合同井堰	基幹水利施設保全型 安曇川右岸1地区	基幹水利施設保全型 安曇川右岸2地区	基幹水利施設保全型 安曇川左岸2期地区
事業内容	県営左岸幹線用水路改修	安曇川合同井堰取水門改修	県営右岸幹線用水路補修	県営右岸幹線用水路改修	県営左岸幹線用水路改修
事業年度	平成21年度～平成28年度	平成24年度～平成26年度	平成25年度～平成28年度	平成25年度～平成28年度	平成26年度～平成31年度
施工場所	安曇川町上古賀地先	安曇川町上古賀地先	安曇川町長尾地先	安曇川町田中地先	安曇川町上古賀・下古賀地先
全体事業費	796,000,000円	118,000,000円	118,000,000円	118,000,000円	660,000,000円
本年度事業費	116,000,000円	57,370,000円	62,720,000円	25,720,000円	28,000,000円
改良区負担金	7,000,000円	3,400,000円	6,000,000円	2,300,000円	2,800,000円
本年度施工内容	用水路工（パイプラインパイ 工法）付帯工 用地補償 測量試験	取水ゲート製作・据付 用地補償	用水路工・用地補償	水路工・実施設計・用地補償	測量試験
附記	工事雑費・事務費を除く	工事雑費・事務費を除く	工事雑費・事務費を除く	工事雑費・事務費を除く	工事雑費・事務費を除く

こんなときは、届出が必要です。

- ◎農地の **売買・贈与・賃借・交換** などをしたとき
- ◎農業者年金受給のため **経営移譲** したとき
- ◎生前贈与または、組合員死亡により **名義変更** したとき
- ◎組合員の **住所を変更** したとき



このように組合員様の変更があるときは
『**組合員資格得喪通知書**』（耕作権移転届）
を提出して下さい

- ◎田を **宅地等に転用** したとき
- ◎田を **公共事業用地として転用** したとき
(道路・公園・河川等)
- ◎田を **畑に転用** したとき (地区除外申請)



このように田がなくなるときは
『**農地転用等の通知および意見書交付願**
・**地区除外申請書**』
を提出して下さい

- ※ 各種届出用紙が必要な場合やご不明な点がある方は、土地改良区までお気軽にお電話下さい。(電話 0740-33-0009)
- ※ 農地転用等の通知および意見書交付願は、高島市農業委員会にてお受け取り下さい。
- ※ 資格の異動(名義変更)や農地転用(地区除外)の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

**届出のない場合は、売買・賃貸・転用などがあっても台帳の変更はされません。
賦課金は、そのまま賦課されますので、ご注意ください。**

決済金について

平成 26 年度決済金単価 1 m²当り 1 9 3 円

農地転用（地区除外）した面積に応じ、決済金がかかります。

土地改良区受益地内の土地を除外（資格の喪失）する場合は、土地改良法第42条の規定により、「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」とされています。

決済金とは・・・

土地改良区施設の維持管理費は組合員の皆様からいただいている賦課金（組合費）でまかなっているため、転用等により面積が減ると、残った農地（組合員）がその負担を負うことになります。維持管理費の増大と面積の減少により残った農地への負担が過重にならないよう、負担の公平を図るため農地転用等により土地改良区から除外する際には決済金を納めていただいております。公共事業等で買収された場合も、同様に決済金が発生いたします。

督促手数料について

平成 25 年度より、賦課金督促状が配布されますと、100 円を督促手数料として加算し徴収しています。

賦課金は、納期限内のお支払いをよろしくお願い致します。

また、口座自動振替をご契約されていない方には、納め忘れがなく、お支払いの手間もいらない口座自動振替をお願いしております。詳しくは土地改良区まで、お問い合わせ下さい。

安曇川沿岸管内の用水期間は 4月21日から9月20日まで

* 送水量等のご要望は、各集落の連絡調整員を通じてご連絡いただきますようお願いいたします。

* 用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意して通水をお願いいたします。

お願い

・公平な配水を実施するため、

用水のかけ流しは、おやめください。

・かけ流しは、用水不足をまねく原因となりますので、水門、田んぼ水口の適切な管理をお願いいたします。

・刈った草やゴミなどを水路に落とさないで下さい。

水路が詰まる原因となります。

